

RCEP協定と原産地証明書

2022年1月1日にRCEP協定が発効されたことにより、さいたま商工会議所で今まで交付を受けていた原産地証明書とは異なる原産地証明書を要求される場合があります。RCEP協定、原産地証明書の違いとは何なのかを確認していきます。

▼RCEP協定とは？

RCEP協定とは「**日本**」「**中国**」「**韓国**」「**オーストラリア**」「**ニュージーランド**」「**ASEAN10カ国**」の15カ国が参加しているEPA（経済連携協定）です。EPAとは、特定の国や地域同士での貿易や投資を促進するため、主に「輸出入にかかる関税」の減免を約束する条約です。

▼原産地証明書と特定原産地証明書の違いは？

原産地証明書には種類があり、目的によって取得する証明書が異なります。

○（一般の）原産地証明書

発給機関：各地商工会議所

目的：貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明する

○特定原産地証明書

発給機関：日本商工会議所

目的：EPA特惠税率の適用を受ける（関税の減免を受ける）

原産地証明書を要求された際には、どの原産地証明書を必要としているのか確認が必要です。



▼特定原産地証明書の取得にあたって

特定原産地証明書の発給機関としては、日本商工会議所が指定されており、さいたま商工会議所では特定原産地証明書の発給を行っておりません。
※日本商工会議所さいたま事務所が、さいたま商工会議所内に所在しております。

特定原産地証明書を取得する場合には、さいたま商工会議所での貿易登録とは別に、日本商工会議所での企業登録が必要となります。

RCEPを活用した特定原産地証明書取得のステップについては以下のサイトを参照ください。

RCEP協定に関する特設サイト

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/rcep.html>



Q & A



Q さいたま商工会議所で貿易登録を行っている場合、RCEPの特定原産地証明書を取得できますか？

特定原産地証明書は日本商工会議所が発給機関のため、さいたま商工会議所での貿易登録とは別に、日本商工会議所での企業登録を行う必要があります。

A



Q RCEP加盟国向けの原産地証明書は、これからは日本商工会議所の特定原産地証明書を申請すればいいですか？また、顧客に要求されたら必ず取得しないとダメですか？

特定原産地証明書の目的は「輸入通関の関税の減免」ですので、それ以外の目的で原産地証明書を使用する場合は、さいたま商工会議所でご申請ください。また、「輸入通関の関税の減免」の恩恵を受けるのは輸入者ですので、取得の要否については輸入者と協議の上、決定してください。

A



Q 日本商工会議所の特定原産地証明書とさいたま商工会議所の原産地証明書を同時に両方とも申請することはできますか？

可能です。必要に応じてご申請ください。

A



輸出入の手続きやビジネス相談を含む実務の全般のお問い合わせ

EPA相談窓口（JETRO）



<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

輸出時の原産地申告の準備等の実務に関するお問い合わせ

EPA相談デスク
（経済産業省委託事業）



<https://epa-info.go.jp/>

「企業登録」等の実際の申請に関するお問い合わせ

特定原産地証明発給業務
問い合わせフォーム（日本商工会議所）



<https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html>

お問い合わせ：さいたま商工会議所 海外支援課

〒330-9626 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 8F

TEL:048-641-0084

FAX:048-643-2720

E-mail:trade@saitamacci.or.jp